

# 労働基準広報 No.2178 2024 8/21

## CONTENTS

**特集** 女性活躍・男女共同参画の重点方針2024 ————— 7

### 100人超企業への「男女間賃金差異の公表義務の対象拡大」の検討など提示

(編集部)

●「最高裁判例解説」————— 28

使用者の配置転換権と労働契約上の根拠  
「社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件」  
(最小二 令和6年4月26日判決)

職種限定合意ある場合には個別的同意なしに配転命じられないことを確認

(弁護士・倉茂尚寛(ユナイテッド・コモンズ法律事務所))

●労務資料/令和5年 労働組合活動等に関する実態調査②————— 42

重点事項は「賃金・賞与・一時金」が91.3%

(厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル 第472回————— 48

人手不足で業務量増え、ストレス実感

(労働評論家・飯田康夫)

●NEWS————— 1

◆ 今年度中に「解雇無効時の金銭救済」の3調査実施/その後「労使納得の雇用終了」の議論再開

◆ 「第10回 女性活躍推進検討会」/報告書素案に女性管理職比率公表義務化盛り込む

◆ 労基法等関連届出等の電子申請/厚労省が令和8年度までに利用率50%の目標提示

◆ 5年度 個別労働紛争解決制度/総合労働相談件数4年連続120万件超で高止まり

ほか

●わたしの監督雑感————— 26

北海道・浦河労働基準監督署長 阿部香矢

●本誌読者アンケート————— 41

●今月の資料室————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

#### 労務相談室

回答者

個人情報 [社員や元社員の会社HPへの写真の掲載] 本人の同意必要か ————— 50

弁護士・新弘江

派遣法 [請負事業者が発注者が指導する] 派遣法に違反するのか ————— 52

弁護士・田島潤一郎

不利益変更 [所定労働時間と所定労働日] 時短して労働日を増やせるか ————— 54

弁護士・小川和晃